

ブラックバス問題の現状について考える

The Present Situation of the Black Bass Problem

濁川 孝志

Takashi Nigorikawa

Black bass, fresh-water fish originating in North America and brought into Japan in 1925, are currently creating a controversy.

It is reported that a yearly increasing number of black bass are destroying Japan's inland water ecosystem, threatening native fish habitats, and causing devastation to original natural environments.

Like many other environmental problems, the black bass problem can be analyzed and argued from various viewpoints, and opposing interests concerning this species of bass are complicating the issue.

However, the problem to be solved is clear. The natural environments of Japanese native fish and other animals, and hence the total ecosystem of Japan, have been critically affected for the profit of only a small portion of people who make black bass fishing a business.

In this paper, I would like to discuss why black bass should not be allowed to live in Japanese waters.

I. はじめに

コミュニティや福祉の問題を考えると、言うまでもなく環境問題は重要なファクターとなる。特に自然環境の悪化が深刻な状況を呈している昨今では、暮らしやすい社会を構築するうえでの環境保全は、福祉と同義として捉えてよいかも知れない。

ブラックバスという北米産の魚の話題が、最近わが国で物議をかもしている。この魚が、日本の内水面の生態系をズタズタに破壊するというのである。すなわち環境破壊である。しかし全ての環境問題がそうであるように、ブラックバス問題を捉える観点は実に多様であり、そこには複雑な人間社会の利害の対立が存在するため、この問題の捉え方はかなり複雑なものにされている。具体的には、内水面の生態系問題、漁業問題、レジャーフィッシング問題、これに関連する観光業や釣り雑誌、釣具メーカーを中心とした経済問題、さらにはこれら全てに関わる人間のモラルの問題などが、いろいろな立場の人間によって、それぞれの視点から議論されてきた。しかしながら1925年に初めて日本に移入されて以来、この魚を取り巻く歴史的経過をつぶさに観察すると、問題の構造は意外と単純であることが解る。そしてこのような社会問題

が引き起された背景には、公共事業による自然破壊と非常に類似した構造、すなわち一部の人間の利益のために環境（生態系）が破壊され続けてきた事実が読み取れるのである。

筆者は、この問題の専門家ではない。従って本稿では、これまで発信されてきた多くの書籍、雑誌、新聞、ウェブサイトからの情報をレビューしながらブラックバス問題を取り巻く歴史的経過と現状での問題点を整理し、その上で、今後この問題がどのように取り扱われるべきかを考察してみたい。

Ⅱ. ブラックバスとはどんな魚か

ブラックバスとは、本来北アメリカ大陸東部に分布しているサンフィッシュ科の魚である。大きさは成魚で通常30～40cm程度であるが、餌が豊富で生存に適した環境であれば60cm以上にまで成長する。現在までに6種5亜種が確認されており、これらを総称してブラックバスと呼んでいる。このうち日本での生息が確認されているのは、ラージマウスバス（オオクチバス：これは更にノーザン・ラージマウスバスとフロリダ・ラージマウスバスに分類される）とスモールマウスバス（コクチバス）の2種類であり、未確認ながらラージマウスバスと類似した第3のバス、スポッテッドバスが生息するという情報もある⁹⁾。これらのうちラージマウスバスは、比較的水温が高く、流れのない湖、沼、溜池などの水域を好む。ただし環境への適応能力は非常に高く、本来淡水魚であるにもかかわらず汽水域でも生息し、日本では流れのある川でも生息が確認されている。一方スモールマウスバスの方は、冷水域や流水域を好む。このためスモールマウスバスの生息域が拡大した場合、日本を代表する溪流魚、岩魚やヤマメへの影響が非常に強く懸念されるのである。

いずれにしても、肉食で非常に旺盛な食欲をもち、魚、えび、水生昆虫など動く小動物なら何でも食べ、時にはカエルや水鳥の雛まで丸呑みにするほどの悪食である¹⁾。

Ⅲ. ブラックバス拡散の歴史

1925年に赤星鉄馬が初めて日本（芦ノ湖）にブラックバスを移植して以来、ここまで広がったバス拡散の歴史は、ルポライターの鹿熊つとむにより解りやすく整理され、生物多様性研究会（NGO）のウェブサイト（<http://www.ne.jp/asahi/iwana-club/smoc/bio-top.html>）で公開されている。ここではこの資料をもとに、バス拡散の経緯を追ってみたい。なお、この資料にはブルーギルに関する記述も含まれるが、紙面の都合上、そのほとんどの部分を割愛した。

以下、鹿熊つとむ『バス・ブルーギル問題の流れ』⁶⁾より引用。なお、筆者による若干の追記と要約を含む。

【ブラックバス拡散年表】

- 1925年 実業家・赤星鉄馬、米国カリフォルニア州よりオオクチバスを持ち帰り、芦ノ湖へ放流（約90匹）。目的は「公益」（水産・スポーツ振興）。
- 1930年～ 赤星鉄馬、長崎県白雲池（1930）、山梨県山中湖（1932）、東京にある私邸の池（1933）、群馬県田代湖（1935）、兵庫県峯山貯水池（1936）などへ試験的に放流。
- 1945年～ 進駐軍（在日米軍）による部分拡散（相模湖・津久井湖など）。
ルアーフィッシング萌芽（リールの普及）。
- 1960年 鹿児島県中原池（通称さつま湖）に鹿児島大学水産学部がバスを移植。
- 1970年～ 第一次ルアー・フィッシングブーム起こる。釣り愛好家（団体）・釣り業者によるバスの無許可放流始まる。
- 1971年 千葉県東金市の雄蛇ガ池にバス移植される（密放流）。
・群馬県大塩貯水池にバスが移植され、この後、同池のワカサギとの間で問題が起こった。
- 1972年 釣り具輸入業者のツネミ・新東亜グループによって米国ペンシルバニア州からバス（ラージマウスバス）稚魚が神奈川県芦ノ湖に移植される。
- 1973年 千葉県では金山ダムをはじめ茂原市周辺のため池に、雄蛇ガ池からバスが移植され（密放流）、この後各地でバスが釣れ始める。
- 1974年 この時期までオオクチバスの分布は23都府県。バス釣りとはラブナ釣りなどとのトラブルが多発。
・琵琶湖でオオクチバス確認（密放流）。
- 1975年 河口湖（山梨県）でオオクチバスによる漁業被害（ワカサギ）の訴え。
・兵庫県生野銀山湖にバスが移植される（密放流）。
・各地で外来魚増大と在来小魚の減少、漁業への影響が表面化。「生態系問題」として位置づけられ、バスの放流は違法行為であるとする認識深まる。

- 1976年 栃木県渡良瀬遊水池で、同県で初めてバスを確認（密放流）。
- 1977年 奈良県池原ダムがバスブームに湧く（密放流）。
・千葉県印旛沼にバスが移植される（密放流）。
- 1979頃 漁業被害（ことに琵琶湖で）深刻化。研究者から生態系の危機が叫ばれる。
- 1983年 北海道、青森、岩手を除く日本全国でバスが見られるようになる。分布は1988年までに計45都府県に達する。
- 1984年 琵琶湖の漁民、外来魚駆除に乗り出す。漁協などに釣り愛好家から「バスを殺すな」の非難殺到。
- 1985年 賞金制のバスプロ・トーナメントが山梨県河口湖を中心に始まる。第二次ルアー・フィッシングブームへ突入。
- 1988年 4月17日、奈良県池原ダムにJLAA関西支部と下北山村役場が、より巨大化するフロリダバスを放流。
- 1989年 山梨県河口湖漁協、オオクチバスを漁業権魚種に指定。
- 1991年 野尻湖（長野県）で、冷水や流水に強く、溪流性在来魚や経済魚種への影響が甚大と予測されるコクチバスを国内初確認（密放流）。
- 1992年 水産庁、内水面漁業調整規則「移植の制限」部分改正、バスやブルーギルの生息域拡大防止を図る。
・木崎湖・青木湖（長野県）、桧原湖・小野川湖・秋元湖（福島県）などでもコクチバス確認（密放流）。
- 1995年 日光中禅寺湖でコクチバス確認（密放流）。漁協、駆除に乗り出す。
- 1996年～ バス釣りブーム肥大化。芸能界や放送・出版などのマスコミ、ゲーム業界を巻き込んだ一大社会現象になる。河口湖で開かれた「バスの祭典」（95～）に一日2万人以上のバス釣りファンらが詰めかけ話題に。

- 1996年 バス釣り（業界）への本格的な批判報道始まる。この時期までコクチバスの分布は5府県10カ所。
- 1997年 「内水面外来魚密放流防止体制推進事業」（水産庁）。コクチバスの分布、8都県に拡大。密放流悪質さを増す。
- 1997年～ 茨城県北浦のドッグ（船だまり）が釣り人（バス釣りファン）のマナーの悪さから次々に鉄条網で閉鎖される。湖面の過剰利用とモラルの問題が噴出。
- 1999年 滋賀県、年間5500万円の予算を新たに投じ、外来魚（とくにブルーギル）駆除を本格化、駆除、回収、魚粉化などのルートを構築。
- ・ 中井克樹「バス釣りブームがもたらすわが国の淡水生態系の危機」で、これまでの魚類・生態・水産学界の姿勢を批判。学者としてこの複雑な社会問題に踏み込む論文を発表。
 - ・ 9月「ブラックバスがメダカを食う」（秋月岩魚）刊行。外来魚問題はようやく生物多様性（環境）の問題と広く認識され、本格的討議の時代へ。
 - ・ 9月下旬、阪神大震災で失われた自然を取り戻すために作られた芦屋市のビオトープにオオクチバスとブルーギルが放たれているのが見つかる。
 - ・ 12月、滋賀県漁連と滋賀県水産課に熱血ブラックバスフィッシャーマンと名乗る者から脅迫状が届く。
 - ・ コクチバスの分布、19都県46水域に（全国内水面漁業協同組合連合会調べ）。
 - ・ 水産庁および全国内水面漁協連合が外来魚の密放流について法制度を点検、「被疑者不詳」でも刑事告発する方針を確認。
 - ・ コクチバスを密放流された群馬県の奥利根湖を管轄する利根漁協が沼田署に被疑者不詳で被害届を出すと同時に駆除を開始。
 - ・ 新潟県が釣った外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど）のリリース禁止に踏み切る。違反者は1年以内の懲役もしくは50万円以下の罰金。コクチバスのみの再放流禁止はあったが（山梨県）、オオクチバス、ブルーギルにまで適用したのは全国初。
- 2000年 1月、財団法人日本釣振興会「釣り人宣言」を発表、私たちはバスの密放流をしませんと宣言。
- ・ 4月22日、立教大学で「ブラックバス問題を考える」シンポジウム開催される。
 - ・ 「ブラックバスがメダカを食う」の著者秋月岩魚の元にバス・アングラーを名乗る

者から、脅迫状が届く。

- ・北海道などごく一部を除き、全国ほとんどの都府県の漁業調整規則で「外来魚の密放流禁止」が進む。
- ・財団法人日本釣振興会、新潟県が決定した「外来魚の生体再放流の禁止」措置について、反対の立場からの要望書を提出。

鹿熊によって作成されたこの年表⁶⁾は、バスおよびブルーギルが日本に広がってゆく過程、およびこれらの魚を取り巻く当時の社会状況を知る上で非常に貴重な資料である。そしてこの歴史を見る限り、公に確認されたブラックバスの移植放流は、芦ノ湖（1925年、1972年）、白雲池（1930年）、山中湖（1932年）、田代湖（1935年）、峯山貯水池（1936年）、中原池（1960年）、池原ダム（1988年）の8回、7ヶ所だけであり、これに1940年代の米国進駐軍の放流（相模湖・津久井湖など）を加えても、日本全国で僅か10ヶ所程度であることが解る。従って現在日本全国にブラックバスが生息する現状は、何者かによる違法な密放流の結果ということになる。ブラックバスが急速に拡散し始めた1970年代当時、特定種以外の水生生物の無許可放流を禁じた『漁業調整規則』を持たない地域は確かに多かった。しかし日本古来の生態系を侵し、漁民の生活を脅かす恐れのある魚を移植することは、道義的に許される行為ではなかったはずである。

1925年に初めて移植されて以来、1960年まで、ブラックバスが居る水域は僅か8つの湖沼のみであった。それが1970年代以降急速に広がり、1988年には、9738湖沼、147河川にまで拡大した¹⁷⁾。そして現在、最後の砦であった北海道、岩手県でもバスが確認され、日本全国でバスのいない都道府県はひとつもなくなった。日本中の湖、沼、ため池には、ほぼ間違いなくバスがいるという状況である。正に、ブラックバスによって日本の内水面は制圧されたという観がある。

IV. 密放流は誰によって行われたのか

ではこれらの違法な放流は誰によって行われたのであろうか。中には心無い釣り人の、個人レベルでの放流もあっただろう。子供達による、ナイーブな移植があっただかも知れない。しかしバスが広がった期間と範囲を考えると、『ブラックバスがメダカを食う』¹⁾の著者、秋月岩魚が言うように、個人の密放流だけでこうした事態に至ったとは考えにくい。また繁殖を目的にバスを放流する場合、かなりの技術と装備、そしてバスに対する知識が必要となり、一般人や子供が手がけたとは思えないのである。¹⁾ 事実それを裏付ける様に、当初から日本のバス釣振興に積極的であった則弘祐著は『あるバスポンドの誕生とあまりにも短かったその一生の報告』(BASS STOP)という一文¹¹⁾を発表し、千葉県東金市、雄蛇ガ池にて「東京ロード&ガンクラブ」という釣り愛好会が、組織的にバスの研究、密放流を行い、『バス密放流に関するマニ

ュアル』の類まで発表していたことを書いている。それによれば、バスは2年半の間に成魚58匹、稚魚775匹が放流され、成魚は追跡調査のためタグを打って放たれたこと、バスの餌のためのブルーギルもセットで放流されたこと、更にこれらの行為は人目を憚りゲリラ的に行われたことなどが報告されている。

またジャパン・ゲーム・フィッシュ協会 (JGFA) 事務局長若林勤は、週間釣りサンデ刊「新ブラックバスのすべて」¹⁴⁾の中で、日本擬似餌釣連盟 (JLAA) のメンバーが組織的にバスの密放流を行っていた事実を述べている。

更に、茨城県霞ヶ浦で活動するバス釣りクラブWBCの中心人物吉田幸二は、著書『バスフィッシング』¹⁵⁾の中で、バスを輸送するのは骨の折れる作業であり、大型クーラーと水中ポンプ、もしくは酸素ポンプが必要なこと等、自らが仲間とバスを密放流したことを書き残している。

しかし先にも述べた様に、特定種以外の水生生物を知事の許可無く公共水面に放流することを禁じた『漁業調整規則』がある以上、これらの放流は全て違法行為である。また地域によっては、このような調整規則を持たないケースも当時は考えられたが、湖沼や河川などの公共水面に、特定の目的・利益だけのために他者の利益を侵害する恐れのある外来魚を事前の合意も経ずに密かに放流するという行為は、道徳観、倫理観の著しく欠如した身勝手な行動と言わざるを得ない。¹⁰⁾

V. 具体的にはどのような被害がでているのか

1. 生態系破壊

写真家秋月岩魚は、ブラックバス問題を早くから世に問いかけ、“反バス釣り運動”をリードしてきたナチュラリストである。彼が言うように、『日本には日本固有の素晴らしい自然があり、その自然が長い時間かけて育んできた生態系がある。河川、湖沼に済む生きもの達も、その土地固有の生態系の一部であり、我々の共有財産である。その共有財産が、ある一部の人間の利益のために密放流された魚によって破壊されてゆく。』¹⁾これは忌々しき事態である。

例えば琵琶湖。琵琶湖は、4百万年もの歴史を持つ世界有数の古代湖である。それだけに生態系も独特で、ここだけにしか生息しない固有の生物が多く見られ、『湖のガラパゴス』と呼ばれる所以である。この琵琶湖だけを例にあげても、過去30年の間に在来魚8種の生息が確認できなくなった。それらはメダカやイチモンジタナゴ、カワバタモロコなど主に沿岸域に生息した小型の魚類であり、ブラックバスがこれらの捕食者になっていたことは間違いない¹⁰⁾。更に、バスが侵入・定着した水域で在来魚種 (タモロコ) が消失した事例^{3) 7)}や、希少魚種 (ウシモツゴ) がバスやブルーギルの侵入していない水域に限って生き延びている事例も知られている⁸⁾。

かつては日本中どここの小川、溜め池でも見られた“メダカ”が環境庁により絶滅危惧種と指

定され、『レッドデータブック』に載った。これは衝撃的な事件であった。勿論これら生態系の危機が、すべてブラックバスによってもたらされた訳ではない。河川の護岸工事やダム開発、あるいは農薬や生活廃水などの浸入による水質の悪化も大きな要因であろう。しかし、魚食性を持つブラックバスがこのような状況を加速したのは想像に難くない。そしてこのように水辺の環境が悪化した現在であるからこそ、希少魚種を守るためにも、ブラックバスなど魚食性の外来生物の侵入は、厳重に禁止されなければならないのである。

2. 漁業関係者とのトラブル

川や湖での漁を生業とする人々にとって、ブラックバスは正に脅威である。主要な水産魚種が捕れなくなれば、生活を脅かされるからである。そしてこのようなトラブルは、実際に枚挙に暇がない。

琵琶湖で初めてバスが確認されたのは、1974年のことである¹⁾。その後僅かの中に、スジエビやヨシノボリが減りはじめ、続いてタナゴ類やモロコが姿を消した。そして1980年代になると、コイやニゴロブナも減り、ブラックバスとブルーギルのみが目立つようになった¹⁾。漁師たちは自衛のため撲滅作戦を開始し、県からブラックバス撲滅の補助金がついた1985年には年間100トン以上のバスを駆除した。しかしそれでもバスはあまり減らなかった。すさまじい繁殖力である¹⁾。ニゴロブナ、ホンモロコなどを主たる水産魚種としている琵琶湖・守山漁協では、例年平均で3億円近い漁獲高があったが、今年は僅か1割の3千万円程度にしか達しない。このように、在来魚種の漁獲高は激減し、漁民の生活に大きな負担を強いられている。更にこのような漁民の生活防衛のための駆除活動に対し、1999年12月、『熱血バスフィッシャーマン』と名乗る者から、『駆除を止めないと、網を切る、更にバスを放流する』などの脅迫状が滋賀県漁連、滋賀県水産課宛てに届いた。余りにも良識を欠いた、身勝手、卑劣な行為と言わざるを得ない。

かつてはワカサギ釣のメッカだった河口湖では、バスの侵入と呼応するようにワカサギは激減し1985年頃にはほとんど釣れなくなった¹⁾。ワカサギで生計を立てる漁師は打撃を受け、釣れなくなったため、ワカサギ釣から入る遊漁料は激減した。そして衝撃的なことに、1989年7月、山梨県知事の名のもとに河口湖はブラックバスを漁業権魚種として免許・認定してしまったのである。ここに至るまでには多くの経緯があり、漁業関係者の生計を守るための苦渋の選択であったのであろう。しかしこれは『密放流で魚を増やす』という違法行為に対する敗北であり、その後のバス拡散を促進する大きな原因になってしまった。

バスによって漁獲高が減少するという被害は日本中の多くの湖沼や河川で見られるが、この他にも、ゴミの放置や、私有地への無断侵入、釣り針や釣り糸の放置など、マナーやモラルの問題も数多く指摘されてきた。最近の新聞報道だけ見ても、以下のような例が挙げられる。

1) 庄川(富山県、庄川町):バスがアユを食い荒らすことから、頭を痛めた大門漁業共同

組合はブラックバス捕獲・撲滅作戦を開始（北國新聞、2000年4月9日）

- 2) 御所湖（岩手県、盛岡市、雫石町）：バスが放流したワカサギの稚魚を食べ、大迷惑。雫石漁協、バスの持ち帰りキャンペーンを実施（河北新報、2000年2月25日）
- 3) 桜ヶ池（富山県、城端町）：桜ヶ池は県内有数のワカサギ釣り場。バスがワカサギを食い荒らした結果、ワカサギ大会中止。池を管理する『自由の森』城端町は密放流の監視強化。（北國新聞、2000年2月24日）
- 4) 兵庫県、河西市：釣り人のマナーの悪さに耐えかねて、住民が溜池に漁業権を設けて、釣り人を排除（朝日新聞、1999年10月14日）
- 5) 印旛沼（千葉県）、バス釣りで漁業被害、バスボートのスクリーンで網を切断、網にルアーが引っかかる。網を切らないと外せず大きな損害。（読売新聞、1999年1月19日）
- 6) 琵琶湖（滋賀県、西浅井町）：釣り人の違法駐車、ゴミの投棄、漁師とのトラブル（読売新聞、大阪、夕刊、1998年11月14日）

以上はほんの一例に過ぎない。そして様々なトラブルを経た末に、河口湖のように経済的な理由から、半ばバスを容認するような体制を作ってしまった地域も多い。この結果、『違法行為の上に成立した経済活動』が市民権を得た状況が各地で出現し、この問題をいっそう複雑なものにしている。

3. 環境ホルモン

バス釣りにはルアーと呼ばれる疑似餌が使用されるが、このルアーの一種にワーム（ミミズの意味）と呼ばれる軟質プラスチック素材（ポリ塩化ビニール、及びこれを柔らかくするためのフタル酸エステル）を使用したものがある。このワームが水中に放置された場合、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンを放出する可能性が指摘されている。²⁾またワームにはフタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）を使用したものがあるが、これはミジンコなど下等水中生物の繁殖を阻む生殖毒性物質として知られており、環境庁によって、危険度を最優先的に調べる物質に指定されている。場所によっては既に相当量のワームが推積していると考えられるが、水源の環境汚染から、今後この問題は我々の健康生活に大きな影響を及ぼしかねない。実際に芦ノ湖では、かなりのワームが湖底に堆積しており（推定で約8トン：朝日新聞夕刊 にゅすらうんじ；2000年11月2日）、これを食べた鱒類が消化できずに腸管に詰まらせて死んだり、体内でワームの溶剤が溶け出し、この臭いで食用にできないなどの被害が起っている。²⁾

この結果、2000年3月芦ノ湖では、プラスチックワームの使用禁止を決定した。

VI. ブラックバスによって誰が得をするのか

日本には様々な外来生物が蔓延し、その影響が懸念されている。このような状況の中において、ブラックバスだけは他の生物と違い極めて特異な存在である。なぜならば、この生物には、

その分布拡大を歓迎・推進する社会的土壌が存在するからである⁹⁾。すなわち社会的土壌とは、釣具業界（メーカー、小売店）、釣り関連雑誌、バサー（バス釣り人）、バサーを受け入れる地元観光業者などである。更に日本にはバスプロと呼ばれ、釣ったバスの大きさを競い、これで賞金を稼ぐ人や、彼らが活躍するバス釣りトーナメントなるものも存在する。商業主義的なこのトーナメントには、多くの場合大手釣具メーカー等がスポンサーとして付き、バス釣り情報誌等で潤う釣りジャーナリズムは、これを取り上げ報道し、さらにバサーの関心を煽るという構造である。

現在、バス釣人口は百万人を超え⁵⁾、これを取り巻く業界の経済活動は年間数百億円規模に達すると言われる⁴⁾。これらバスに関連する人々は、ブラックバスの存在によって確かに得をしている。そしてこの利益構造を維持するため、欺瞞に満ちた“ブラックバス擁護論”を展開しているのである。しかし儲かればそれでいいという発想は、あまりにも短絡的で、自己本位である。彼らは、これらの構造がほとんど全て外来生物の密放流という『違法行為』の上に存在している事実をどのように認識しているのであろうか。また、それによって貴重な自然が破壊されつつあること、生活を脅かされる人々が存在すること等を、どのように考えているのであろうか。

さらに密放流などとは無縁の一般の釣り人も、自分達が楽しければそれでいいのだろうか。『バス釣り』という遊びが、犯罪行為の上に成立しているとすれば、それを行うこと自体、犯罪に加担することになりかねない。『私は、密放流はしない。魚がそこにいるから、ただ遊んでいるだけ』という言い訳は、他者の迷惑を考えないモラルを欠いた発想である。

VII. バス擁護論の検証

このようにブラックバスに関しては数多くの反社会的側面が指摘され、それらの多くはかなり深刻な社会問題である。しかし、世の中には何故かバスの存在を肯定する『バス擁護論』なるものが存在する。そしてこれらのほとんど全ては、先に述べた『ブラックバスによって得をする人々』から発信されているのである。彼らはバスによって築かれた巨大産業構造を維持するため、どうしてもこのような擁護論が必要なのであろうが、その多くは、感情論、責任転嫁、論理のすり替えなど、欺瞞に満ちた稚拙な論旨で構成されている。滋賀県立琵琶湖博物館主任学芸員の中井克樹（理学博士：動物生態学）は、ブラックバスが生態系に与える影響を研究する日本の第一人者であるが、この種の擁護論は彼によって科学的な見地から検証されてきた。ここでは中井が著した『水辺の危機－バス釣りブームがもたらす生態系の破壊』⁹⁾から、代表的な擁護論と、その検証例を紹介したい。以下、引用および筆者の要約。

- 1) 『バスを害魚とする実証的データの不在』：バスが在来魚に悪影響を及ぼすという実証データが無い。従ってバスを悪いと決めるのは時期尚早である。

検証：これは問題の捉え方を理解しない、間違った発想である。本来、外来生物は侵入・

定着後の結果を予測することが難しいうえ、不測の事態が生じた場合でも、問題となる外来生物を選択的に除去することは技術的困難を極める。従って、バスを移植するならば、実証しなければならないのは、『バスが生態系に悪影響を及ぼす』という点ではなく、『バスが生態系に悪影響を及ぼさない』という点なのである。これを実証するのは、導入する側の責任で行うのが当然であり、実証されるまでは、導入は慎むべきである。(現在、逆に、バスが生態系に悪影響を及ぼすというデータは数多く存在する)

- 2) 『魚食性が何故悪いのか』：バスが魚を食うのが悪いというなら、タイもハマチもマグロもナマズもみんな魚を食べる。これらの魚はみんな問題なのか？

検証：生物の“喰う・喰われる”の関係は、長い進化の歴史の中で築かれてきた。移植される魚が捕食者の場合、突然そのような外敵が新天地に放り込まれると、食われる側は進化的時間の共存を経験しない“想定外”の捕食者の振る舞いに対し対処できず、“喰われ放題”になる可能性がある。もちろん必ずそうなるとは限らないが、可能性のある限りは、慎むべきである。つまり問題は、喰う側と喰われる側が自然本来の（進化的時間の共存のなかで維持されてきた）組み合わせか否か、ということであり、魚食という食性そのものが問題なのではない。

- 3) 『他にも移植・放流魚はいる』：放流魚が悪いというならば、琵琶湖のアユも溪流のニジマスも放流魚である。昔からカワマスやソウギョなど、いろいろな外来魚が移植されている。なぜ、バスだけが悪いのか？

検証：最大の勘違いは、かれら（バス擁護派）の指摘する放流行為（放流魚）は、合法的である上、社会的合意を得る手続きが取られている点。ところがブラックバスの場合はこのような手続きがとられず、大部分が確信犯的な闇放流（違法行為）で広がった。もちろん、合法的な移植であっても問題点を含む場合もある。しかしこの場合、問題に関してきちんと議論、検討することが可能であり、責任の所在も明確である。生物の移植に関しては、なにも“バスだけが”問題視されている訳ではない。擁護派は「何故、バスだけが・・・」という言い方をするが、それは間違いで、被害者意識の現われでしかない。

- 4) 『原産地ではうまくやっている』：バスは原産地のアメリカでは、餌生物とちゃんと共存している。このように自然界にはバランスをとる働きがあるから大丈夫。

検証：原産地アメリカでバスは、在来の他の魚たちと長い共存の歴史を経験し、相手の存在を想定しながら進化してきた。従って“共存”できるのは、当然である。原産地で大丈夫だから他に移しても良いというのは、生態学の初歩も知らない非常識な考えである。

- 5) 『餌を食べ尽くすことは無い』：バスも餌を食べ尽くせば生きて行けないのだから、餌生

物を消滅させることは無い。

検証：“捕食者が餌を食べ尽くすことは無い”という点だけは正しい。しかし1匹のバスは大量の魚を食べるため、個体数の少ない、少し喰われただけでも絶滅が心配されるような魚種（例えば兵庫県のカワバタモロコなど）にとっては大打撃となる。従って、希少種の存続に関して、バスは致命的な脅威である。

- 6) 『外来生物もやがて安定する』：外来生物は一旦爆発的に増えても、やがて数が減って安定期を迎える。

検証：激増した後に、個対数が減少して“安定”することは、多くの外来生物で知られている。しかし問題なのは、激増期に特定種の絶滅など、取り返しのつかない影響をもたらす可能性が高いことである。仮に安定したとしても、それでは手遅れである。

- 7) 『駆除などせず自然に任せよ。人間はもっと謙虚に』：定着した水域からバスを駆除することは、自然のバランスを崩すことになる。人間はもっと謙虚になって、自然に任せるのが良い。

検証：問題の捉え方を間違えている。バスがいること自体が自然のバランスを欠いているのである。バスの駆除は、これを少しでも元の自然の姿に戻そうとするものである。「人間は謙虚であれ」などと言うバスプロもいるが、本当に自然に謙虚であることを求めるならば、真っ先に排除されるべきは、他社の迷惑も顧みず、予測のつかない外来魚を無秩序に放流し蔓延させるような行為であろう。

- 8) 『環境悪化こそが悪い』：生態系にとって本当に悪いのはブラックバスではなく、水辺の環境破壊や水質悪化である。

検証：論点のすり替えであるのは明白。問題とされているのは『バスの影響そのものは是非』であって、他の影響との比較ではない。仮に他の要因の方がバスの影響より大きいとしても、そのような悪化した環境の中であればなおのこと、“風前の灯火”状態である希少生物はバスから守らなければならない。

- 9) 『ブルーギルのほうが問題』：卵まで食べるブルーギルの方が影響は大きい。

検証：これも論点のすり替えであるのは明白。どちらが悪いという問題ではない。

- 10) 『キャッチ&リリースは自然にやさしい』：バス釣りはキャッチ&リリースが原則だから自然にやさしい。

検証：これも、バス釣を肯定する理由にはなり得ない。そもそも釣という行為は、魚を鋭い針で引っ掛けて空中へつるし上げる行為であり、“やさしさ”を前面に出すこと自体欺瞞的である。たとえリリースされても、釣によって受けた傷が原因で魚が死亡する事は充分考えられる。

- 11) 『多数の釣り人を無視するな』：バス釣りは今や500万人におよぶ愛好者がいる。その利益を無視するな。

検証：強引なまでに違法行為で既成事実を作り上げ、その上で開き直るといふ、バス釣り業界の体質を如実に現した論旨である。それに関わる人数が多いという事実と、バスが生態系に与える悪影響とは、まったく別次元の問題である。生物の多様性を守ろうとする国際的な合意事項に相反するような行為は、いくら人数が多くと、ブームが高まろうとも、正当化されるべきではない。

12) 『湖はみんなのもの』：湖は公共のものであり、漁業就労者だけのものではない。

検証：湖は公共的自然資源という意味で、“みんなのもの”である。だからこそ、バス釣のような“他者の迷惑になる可能性のある行為”は慎むというのが、社会的ルールである。一般に漁業労働は長い歴史的背景を持つ生業であり、様々な利益集団との間で、湖利用に関する社会的合意を形成しながら、これを利用してきたのである。

13) 『バス自体は悪くない』：バス自体は悪くない。悪いのはバスを入れた人間である。駆除されるブラックバスの気持ちは考えたことがあるのか？

検証：確かに悪いのは、バスではなく、バスを勝手に放流した人間である。この主張は“動物愛護”や“生命の尊重”という意味で極めて重要な考えである。しかしながら、この主張が万能でないのは、“病原生物”や“害虫の駆除”のことを考えると容易に理解できる。バス駆除の場合も、これが意味も無い虐待行為ではない、という点に注目しなければならない。もともと生息している生物、あるいは存在している生態系（生物多様性）への影響をできるかぎり軽減するためにバスの駆除は行われる。「バスがかわいそう」という気持ちを抱くことは、きわめて自然なことであるが、それならば、「本来いなかったバスがいることで、それによって喰われている魚たちの気持ち」はどうなるのだろうか。

14) 『マナー改善キャンペーン』：バス釣りで問題なのは、ゴミ投棄や駐車違反。これらを改善してバス釣りに市民権を。環境問題にも積極的に取り組むので、バス釣りに市民権を。

検証：これもまったく別次元の問題。マナー違反はもちろん問題であるが、それはバス釣りだけに限ったことではない。更に、マナーを改善したり、環境問題に取り組んだからといって、生態系問題を中心とするバスつりの問題が解決するものでもない。最近では、バス釣りが“青少年の教育に役立つ”などという擁護論もあるが、問題の本質とは何ら関連のない議論である。

中井によって検証された以上のバス擁護論の他、しばしば目にするのは、バス排除を“国粋主義的”と批判するものである。テレビタレントで自らバスプロを自認する清水国明氏は、『僕の釣り手帳』（小説NON）¹²⁾の中で、バス排除の世論を、『この国際交流が盛んな時代に、外国の人が国内にやって来て働くのを頑なに拒みつづけている頑固オヤジのようではないか。今は街角に外国人がいても、誰も竹槍で突こうとはしない。自然に日本の風景に溶け込んでいる。』

などと、まったく的外れな議論で批判している。日本の内水面の現状は比喩的に言えば、少数の外国人が移り住んでうまく同居しているなどという生やさしいものではなく、圧倒的戦力を擁する外国軍（ブラックバス）により、日本人（在来種）が侵略、蹂躪されている状況なのである。それでも、氏はバスを受け入れろと言うのであろうか。清水氏の他にもマスコミに登場する著名人、糸井重里氏や木村拓也氏など、バス釣りイベントに関わってきた芸能人は多く、これは業界の一つの戦略であろうが、彼らはバス推進派の広告塔的な存在になっている(VEWS)¹³⁾。彼らがバス釣りの抱える問題点をどの程度理解しているのかは不明であるが、その言動は社会的影響力が非常に大きいだけに、自重が望まれるところである。

何故ブラックバスがこれだけ批判されるのか。釣り業界はもう一度原点に戻って、日本に古来からあった魚釣りの在り方や、釣文化について再考すべきであろう。さもないと、やがて淘汰されるのはブラックバスではなく、これを取り巻く業界かもしれない。

VIII. 今後の方策

現在、『生物多様性の維持・保全』の重要性は国際的に認識されており、日本も1993年に生物多様性条約を批准し、1995年には『生物多様性国家戦略』を策定した。⁹⁾この一連の流れは、「在来の生物多様性は、できる限り維持・保全して行くべきだ」という方向で日本が動き出していることを意味している。⁹⁾

国全体のこの方針と共に、自治体レベルでも、新潟県での『キャッチ&リリースの禁止』（「新潟県内水面漁業調整規則」の中の「漁場管理委員会指示」）や、滋賀県での『外来魚駆除作戦緊急対策事業』等の特別対策の他、1992年以降、多くの府県（北海道、大阪、和歌山、徳島、佐賀、長崎、沖縄以外の40府県）で、『外来魚の移植禁止と罰則規定』（都道府県漁業調整規則）が設けられ、行政レベルでの対応が行われている。

このような状況の中、現在最も必要とされるのは『ブラックバスが日本全国にいるのは間違い』という考え方の社会的合意の確立である。国や各自治体の動向を見る限り、この合意はなされつつある様に思われるが、『ブラックバスで得をする人々』は、未だに論理的には破綻している“バス擁護論”を展開し、バス釣りを推進している。そろそろ改めるべきであろう。いずれバス擁護の動きは世論によって淘汰されて行くであろうが、その間にもバスによる被害は拡大し続け、後世に大きな禍根を残しかねない。（現在でも遅すぎる観はあるのだが）。釣りの主要企業トップなどが役員を務める日本釣振興会（日釣振）は、バス釣り推進の立場を取る日本で最も大きな組織の一つであるが、彼らも溪流を侵す恐れのあるコクチバスには反対の立場をとり、“スモールマウスバスの不法移殖には、緊急・迅速に対応していく”という方針を打ち出している。¹⁶⁾しかしその反対の論拠が生態系に及ぼす影響を考えたものであるとすれば、被害の程度に差はあるにせよ、オオクチバスに関してもまったくそれと同じ論理が成り立ち、この立場は自己矛盾と言わざるを得ない。既に広範囲に広がってしまったという既成事実だけ

でラージマウスバスを認めろというのでは、あまりにも乱暴な話である。日釣振や各バスプロ団体などブラックバス推進の立場をとる人々も、『ブラックバスが日本全国にいるのは間違い』という前提に合意し、その上でそれ以外の立場の人々と、今後のブラックバス問題についての方策を検討すべきであろう。具体的な方策としては『バスの全面的な駆除』あるいは、場所を限定した『ゾーニング』が考えられる。しかしゾーニングを行うのであれば、前提として駆除技術の確立が必要となる。これができない場合、ゾーニングは有名無実となり、単にバスを漁業権魚種として認めることにより、大手を振ってバス釣りができる場所を増やすだけという結果になりかねない。

最初に述べたようにブラックバス問題の構造は単純で、『バスによって得をする者』が、悪いと知りつつ確信犯的に、自らの利益のために自然を破壊しているという構図である。これは一部の者の利益のために、自然を破壊して行われる無駄な公共事業の構造と酷似している。この種の公共事業は吉野川可動堰の例のように、ごく最近、世論の動きに敗れ見直されつつある。ブラックバス問題に関しても、やがてこのような日が来るものと信じたい。

参考文献

- (1) 秋月岩魚：ブラックバスがメダカを食う。宝島社、東京（1999）
 - (2) 細井和男：「魚への被害多発」で、芦ノ湖漁協がプラスチックワーム使用禁止。生活と自治 6月号、平凡社、東京（1999）
 - (3) 板井隆彦：静岡県の淡水魚。第一法規出版、東京（1982）
 - (4) 鹿熊つとむ：ブラックバスに喰われた国。ビーパル、215号、小学館、東京（1999）
 - (5) 鹿熊つとむ：ブラックバスが日本の魚を滅ぼす日。フライデースペシャル、'99秋号、講談社、東京（1999）
 - (6) 鹿熊つとむ：『バス・ブルーギル問題の流れ』。「第2回タナゴシンポジウム」（2000）
 - (7) 金川直幸、板井隆彦：カワバタモロコの生息地と河川改修 In：森 誠一編。魚から見た水環境－復元生態学へ向けて／河川編。信山社サイテック、東京（1998）
 - (8) 河村功一、細谷和海：三重県宮川水系から発見されたウシモツゴ。魚類学雑誌、44号（1997）
 - (9) 中井克樹：水辺の危機－バス釣りブームがもたらす生態系の破壊。兵庫・水辺ネットワーク「水辺フォーラム99」（1999）
 - (10) 中井克樹：「バス釣りブーム」がもたらすわが国の淡水生態系の危機。淡水生物の保全生態学－復元生態学に向けて－自然復元特集5。社信山社サイテック、東京（1999）
 - (11) 則弘祐：『BASS STOP』。別冊フィッシング、33号、廣済堂出版、東京（1986）
 - (12) 清水国明：『僕の釣り手帳』。小説NON、11月号、祥伝社、東京（1999）
 - (13) 多田実、秋月岩魚：犯罪行為に便乗する「バス釣り礼賛」に重大疑惑あり！。月刊ビュース、6月号、講談社、東京（1996）
 - (14) 若林勤：「新ブラックバスのすべて」。週間釣りサンデー刊（1988）
 - (15) 吉田幸二は：『バスフィッシング』。アテネ書房、東京（1984）
 - (16) (財)日本釣振興会：ブラックバス等対策検討委員会：外来魚をめぐる諸問題；ブラックバス害魚論に対する私達の主張－No.2 平成12年8月1日（2000）
 - (17) 全日本内水面漁業協同組合連合会：『ブラックバスとブルーギルのすべて～外来魚対策検討委託事業報告書』（1992）
- (その他)：新聞記事：本稿内で出典明記。